

議第161号

京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(京都市情報公開条例の一部改正)

第1条 京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(委員の任期に関する特例)

- 8 平成20年2月1日から平成22年1月31日までの期間を任期として委嘱された京都市情報公開審査会又は京都市情報公開制度運営審議会の委員(その補欠の委員を含む。)の任期は、第22条(第33条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

第2条 京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第3章 不服申立て等

第1節 諮問等(第17条～第19条)

目次中 第2節 情報公開審査会(第20条～第24条) を

第3節 審査会の調査及び審議の手續(第25条～第30条)

第4章 情報公開制度運営審議会(第31条～第34条) 」

「第3章 不服申立て(第17条～第19条)」に、「第5章」を「第4章」に、「第35条」を「第20条」に、「第6章」を「第5章」に、「第36条」を「第

21条」に、「第7章」を「第6章」に、「第37条～第41条」を「第22条～第26条」に改める。

第9条第2項前段中「第20条に規定する審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 不服申立て

第3章第1節の節名を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、「第20条に規定する」を削り、同条第2項中「第20条に規定する」を削る。

第3章第2節及び第3節並びに第4章を削る。

第5章中第35条を第20条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第36条を第21条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第37条を第22条とし、第38条から第41条までを15条ずつ繰り上げる。

第7章を第6章とする。

附則第8項を削る。

(京都市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

「第5章 不服申立て等

第1節 諮問等（第36条～第38条）

目次中 第2節 個人情報保護審査会（第39条～第43条） を

第3節 審査会の調査及び審議の手続（第44条～第49条）

第6章 個人情報保護審議会（第50条～第53条） 』

「第5章 不服申立て（第36条～第38条）」に、「第7章」を「第6章」に、「第54条～第60条」を「第39条～第45条」に、「第8章」を「第7章」に、

「第61条～第65条」を「第46条～第50条」に改める。

第6条第4項中「第50条に規定する審議会」を「京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第8条第3項中「第50条に規定する」を削る。

第18条第2項前段中「第39条に規定する審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 不服申立て

第5章第1節の節名を削る。

第36条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項中「第39条に規定する」を削る。

第5章第2節及び第3節並びに第6章を削る。

第7章中第54条を第39条とし、第55条から第60条までを15条ずつ繰り上げる。

第7章を第6章とする。

第61条第1項第1号中「第63条」を「第48条」に改め、第8章中同条を第46条とする。

第62条を第47条とし、第63条から第65条までを15条ずつ繰り上げる。

第8章を第7章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(京都市情報公開審査会及び京都市個人情報保護審査会の廃止並びに京都市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市情報公開条例第20条に規定する京都市情報公開審査会（以下「京都市情報公開審査会」と

いう。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、京都市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について京都市情報公開審査会がした調査及び審議の手続は、京都市情報公開・個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続とみなす。

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市個人情報保護条例第39条に規定する京都市個人情報保護審査会（以下「京都市個人情報保護審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、京都市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について京都市個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続は、京都市情報公開・個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続とみなす。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

- 4 京都市情報公開審査会の委員であった者については、この条例による改正前の京都市情報公開条例第23条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 京都市個人情報保護審査会又は京都市個人情報保護審議会の委員であった者については、この条例による改正前の京都市個人情報保護条例第42条（第53条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

提案理由

京都市情報公開・個人情報保護審査会及び京都市情報公開・個人情報保護審議会の設置に伴い、京都市情報公開審査会、京都市情報公開制度運営審議会、京都市個人情報保護審査会及び京都市個人情報保護審議会を廃止する必要があるので提案する。